

学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う 教育委員会規則等の改正について（1 / 2）

1 趣旨

令和4年12月定例県議会において学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が成立したため、必要となる規則等の改正を行うもの

2 改正条例の概要

- (1) 初任給をはじめ主として若年層について給料表の水準を引上げ
- (2) 勤勉手当の支給月数の引上げ（年間1.9月→年間2.0月）

		6月期	12月期
令和4年度	期末手当 勤勉手当	1.20月 <u>0.95月</u>	1.20月 <u>1.05月</u>
令和5年度 以降	期末手当 勤勉手当	1.20月 <u>1.00月</u>	1.20月 <u>1.00月</u>

学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う 教育委員会規則等の改正について（2 / 2）

令和4年12月23日
教育総務部教職員課

3 改正となる規則等

- (1) 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（第87号議案）
- (2) 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（第88号議案）
- (3) 義務教育等教員特別手当に関する規則（第89号議案）
- (4) 会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則（第90号議案）
- (5) 技能職員の給与等に関する規程（第91号議案）